

パブリックコメントで寄せられた意見の概要及び市の考え方

令和元年6月17日から7月16日までの間、「海津市自治基本条例（理念条例）案」について意見等の募集を行った結果、5人の方から7件の意見等をいただきました。これらの意見について適宜要約したうえ、それに対する市の考え方を次のとおり公表します。

（受付順）

1	意見の概要
	<p>近くに買い物をするスーパー等が無く、子どもを産んで買い物に行くのに大変です。子どもがいる若い世代は、買い物しやすい場所や小児科や病院などがある場所、教育に熱心な場所に集まるため、人口減少を食い止めるために買い物ができる場所や気軽に外食ができる場所を増やして欲しい。</p>
	市の考え方
	<p>貴重なご意見をありがとうございます。人口減少の抑制、若年層の市外流出防止・転入増加のためのご意見として、各施策担当課に伝えさせていただきます。ただし、「海津市自治基本条例（理念条例）案」の条文には、直接反映できないことと考えますので、ご理解をお願いします。</p>
2	意見の概要
	<p>市議会だより第57号に、条例案から「市民自治協議会」に関する条文が削除された理由として、「地区社会福祉協議会との関係からその必要性が低いと判断」との文面がありました。確かに「地区社協」には地域コミュニティを代表する方々が多く参加されていますが、あくまで福祉が主体であるため、経験談として、地区社協でなぜ防災まで取り組まなくてはならないのかと議論になったことがあり、この2つは似て非なるものと思います。今後ますます人口が減少し、地域コミュニティは様々な課題に直面していくと思われるため、「地域のまちづくり」を主体とする組織が必要ではないかと考えますが、「市民自治協議会」の役割を「地区社協」が担っていくとの考えであれば、福祉以外の権限を与え名称も変更すべきと考えます。</p>
	市の考え方
	<p>地区社協との関連性について貴重なご意見をありがとうございます。地区社協の取り組みや活動内容については、市が権限を与えて具体的に指示し活動させるものではないと考えます。地区の皆様でご協議いただき、福祉の範囲や取り組むべき活動を決めていただきたいと思います。なお、この条例案では「市民自治協議会」に関する条文を削除し、代わりに「地域コミュニティへの関わり」に関する条文を追加し、地域コミュニティ活動について推進することを明確にしております。</p> <p>また、今後「地域のまちづくり」を主体とする組織が必要として、市民から要請される場合等にあっては、別の条例又は規則で対応していきたいと考えます。本市の自治基本条例は、主に理念部分のみを制定していく考えですので、何卒ご理解を</p>

	<p>お願いします。</p>
3	<p style="text-align: center;">意見の概要</p> <p>この条例案は、主に理念を定める理念条例であり、果たして今頃必要なのかと疑問である。目的や定義、基本原則、市民の権利や責務、市長・職員の責務、市議会の基本的役割等々、今さら特筆大書されなくても、当然の義務・要務ばかりであり、文面にされていなければ理解出来ないことなのかと、合併後14年も経過し呆れるばかりである。</p> <p>この条例を制定するよりも、海津市の将来のためにやらなければならないことは、自治会の整理統合と考える。本市では、歴史的に明治以前からの村の大字、小字のままの地域（自治会）が数多く存在し、自治会の加入戸数が3戸など、少数戸の自治会が複数残る。行政・福祉サービスの提供面や自治会活動そのものの面から考えても、50戸以上で1自治会にするという改革が必要であり、それによって地域基盤が強化され、市民・市議会・行政の三身一体体制ができ、協働が一層充実されると考える。将来の（人口減少を踏まえた）本市のために、自治会の整理統合という行政指導を行う時期が来ており、市民もそれに応える、という大英断を行ってこそ、海津市の将来は開かれるものと提案する。</p>
	<p style="text-align: center;">市の考え方</p> <p>区・自治会に関する貴重なご意見をありがとうございます。ただし、「海津市自治基本条例（理念条例）案」の条文には、直接反映できないことと考えるので、ご理解をお願いします。</p> <p>人口減少に伴う高齢者単独世帯の増加といった要因により、今後の自治会活動の限界や加入率低下といった課題に直面するということにつきましては、本市としても認識するところです。しかしながら、本市の自治会加入率は約85%（平成31年4月）と県内でもトップ水準であり、現時点で大改革を行うことは難しい状況と考えます。今後、市自治連合会理事会や自治会から声があがり、自治会統合について行政指導が必要との判断になりましたら、いただきましたご提案も参考に指導内容を考えていきますので、何卒ご理解をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">意見の概要</p> <p>海津市自治基本条例（理念条例）案は、市、市民、議会の役割、責務が明確になっており良い。ただし、条例がいくら立派でも、市、市民、議会がお互いを尊重し連携、協働がなければ、市民自治の実現はないと思う。</p> <p>条例案に、市は、地域コミュニティ活動（自治会活動）を推進するとあるが、現在の市自治連合会の規約は、自治基本条例の目的達成のための具体性に乏しいと思う。単位自治会のみでは解決できない地域課題もあり、単位自治会で取り組む活動のほかに、市連合自治会で取り組む活動もあると思われるが、市連合自治会活動は、県自治連合会総会や研修会への出席、市に対する報告・連絡が主で、地域課題解決</p>
4	

	<p>に向けた取り組みが見受けられない。</p> <p>市自治連合会は、単位自治会の代表組織であり市民の代表であり、市民そのものと言えるのだから、規約を見直し、目的、事業、組織、理事等選任について市民自治のための組織になっているか検討をするべきと思う。単位自治会からの要望、提案を待つばかりではなく自治連合会長、副会長の選任方法の見直しや15人の理事の中で必要な委員会を設置するなど、市連合自治会が活性化され、今年度の目標や課題解決の立案をされることを望む。地域課題解決に向けた市自治連合会と単位自治会の関係になると良いと思う。</p>
	<p style="text-align: center;">市の考え方</p> <p>市自治連合会に関する貴重なご意見をありがとうございます。ただし、「海津市自治基本条例（理念条例）案」の条文には、直接反映できないことと考えるので、ご理解をお願いします。</p> <p>市は、協働によるまちづくりの重要なパートナーとして市自治連合会及び自治会（区）の活動を推進しております。市民は地域コミュニティ（自治会）に参画し、自ら暮らしやすい地域づくりのために行動していただきたいと考えているところですが、その活動内容につきましては、自主性を尊重し、行政指導までは行っておりません。今後の人口減少等による自治会活動の限界や加入率低下といった課題も含めまして、市自治連合会又は自治会活動に行政指導が必要との判断になりましたら、いただきましたご意見も参考に指導内容を考えていきますので、何卒ご理解をお願いします。</p>
5	<p style="text-align: center;">意見の概要</p> <p>市行政、議会は市民のためにあるもので、市民との情報意見交換を密にして、市民との連携、協働を進めていただきたい。市はもっと市民の意見、アイデアを聞いて、施策に取り入れていくと良いと思う。議会も議員一人一人の思い、考え、提案、活動ではなく、市民の声を聴き市民のためになることは、議員全員でまとめ、行政への提言、監視をしていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">市の考え方</p> <p>職員の責務、市議会議員の責務等に関する貴重なご意見をありがとうございます。条文では、市民の権利（第4条）、市民の責務（第5条）、職員の責務（第7条）、市議会の基本的な役割（第8条）及び市議会議員の責務（第10条）に関係部分の記載がございますので、今後はいただいたご意見も含め職員への周知に努めます。</p> <p>なお、市民の意見を施策に取り入れていく公聴の充実につきましては、施策担当課にご意見を伝えさせていただきますので、何卒ご理解をお願いします。</p>

	意見の概要
	<p>条例案の目的にある市民自治について、市民が市政に参画し市政を行うことは荷が重く無理である。公務員は給料を貰って働いているのだから、執行機関（市）が処理するのが基本と考える。市民は生きていくため、家族を養うだけで精一杯である。</p> <p>この条例の制定後、3年から5年で進捗を確認され、市民自治が進まないのであれば（市民はこの条例を望んでいないので）、廃止すべきである。</p>
	市の考え方
6	<p>貴重なご意見をありがとうございます。条例制定について反対とするものと判断いたしますが、本市の自治基本条例（理念条例）は、憲法に定められる「地方自治の本旨」を踏まえ市民自治の実現を図ることを目的に制定しようとするものですので、何卒ご理解・ご協力をお願いします。</p> <p>なお、憲法第92条に定められる「地方自治の本旨」については、一般的に「住民自治」と「団体自治」の2つを指しているといわれています。住民自治とは、自治体運営が住民自身の意思と責任に基づいて行われるという考え方をいいます。団体自治とは、その住民自治を実現するために、地方が国から独立した団体を設け、団体自らの意思と責任において地域の行政を処理するという考え方をいいます。</p>
	意見の概要
	<p>本市は現在暮らしやすく、まちづくりについて、当地域に限るもの（欲張っても無理）は必要ない。良いまちづくり施策というものは、全国に普及しているものであるから、職員が他の自治体の施策を勉強され、良いと判断されるものについては市民にも情報提供し、本市でも実施されることを望む。実施されたら、行政評価は当然であり、事業の評価と改善を行い、市民に情報提供を行っていただきたい。</p>
7	市の考え方
	<p>職員、行政運営の方針等に関する貴重なご意見をありがとうございます。条文では、職員の責務（第7条）、行政運営の方針（第17条）及び行政評価（第19条）に関係部分の記載がございますので、今後はいただいたご意見も含め職員への周知に努めます。</p>